

## 三川町ホームページ有料広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三川町が管理するホームページ（以下「町ホームページ」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広告は、町ホームページに広告を掲載する者（以下「広告掲載者」という。）が指定するホームページにリンクするバナー広告とする。

(広告の掲載基準)

第3条 広告は、その活動内容が明らかな企業又は自営業者が掲載できるものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に係るもの
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）の規定に該当する営業に係るもの
- (5) 政治活動、宗教活動、個人・団体等の意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (6) 児童及び青少年の健全育成に反するおそれがあるもの
- (7) 消費者被害の未然予防及び拡大予防の観点から適切でないもの
- (8) 町の事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (9) 町税等の滞納があるもの
- (10) その他、町長が広告として掲載することが適当でないとするもの

(広告を掲載するページ)

第4条 広告を掲載するページは、町ホームページのトップページとする。

(広告の規格及び掲載場所等)

第5条 広告の規格及び掲載場所等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の規格は、次の表のとおりとする。

規格	大きさ：縦50ピクセル×横140ピクセル データ容量：5KB以内 形式：GIF又はJPEG
----	---

- (2) 広告の掲載場所及び掲載位置は、町ホームページとしての体裁を勘案したうえで、町長が決定するものとする。

- (3) 町ホームページに掲載する広告の枠の数は、3枠までとする。

2 アニメーションは、町長が認めた場合に限り、使用可能とする。ただし、点滅するものについては、部分的なものも含めて使用できないものとする。

(広告の掲載順位)

第6条 広告掲載の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 町内に事業所等を有する企業及び自営業者の広告
- (2) 町内に事業所等を有しない企業及び自営業者の広告

2 前項の各号における優先順位は、町長が決定するものとする。

(広告の期間)

第7条 広告を掲載する期間は、原則として1月、6月及び12月とし、その初日と末日は別に定めるものとする。

(広告の掲載料)

第8条 広告の掲載料は、次のとおりとする。

(1) 町内に事業所を有する企業及び自営業者の広告 1 枠当たり5,000円/月

(2) 町内に事業所を有しない企業及び自営業者の広告 1 枠当たり10,000円/月

2 連続する長期間の掲載の申し込みがあった場合は、その期間に応じて次のとおり掲載料を割り引くものとする。

(1) 6箇月以上11箇月まで(連続) 10%割引

(2) 12ヶ月連続 20%割引

3 現に掲載中の広告について、掲載期間中に延長の申出があったことにより前項に規定する割引期間に該当することとなった場合は、延長の月分のみを割り引くものとし、納入済みの掲載料については返還、又は延長分の掲載料との相殺はしないものとする。

(広告の募集)

第9条 広告の募集は、広報みかわ及び町ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第10条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」)は、三川町ホームページ有料広告掲載申込書(様式第1号)に、掲載しようとする広告の原稿見本添えて、掲載を希望する月の1ヵ月前までに町長に申し込むものとする。

2 前項の申込者は、町民税等の滞納がない者に限るものとする。

3 同一申込者が申込みする広告は、1枠とする。

4 広告の掲載は、年度を越えて申込みことはできないものとする。

(広告掲載の決定)

第11条 町長は、前条に規定する広告の掲載の申込みがあったときは、当該広告の掲載の可否を決定し、その結果を申込者に三川町ホームページ有料広告掲載決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(広告掲載者の責任)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、広告掲載者が負うものとする。

2 広告の原稿作成に要する経費は、広告掲載者の負担とする。

(広告掲載料の納付)

第13条 申込者は、町長が指定する期日までに町の発行する納付書により広告の掲載料を一括納付するものとする。

(広告の内容等の変更)

第14条 広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ等が各種法令等に違反している、あるいはそのおそれがある、またはこの要綱等に抵触していると町長が判断したときは、町長は申込者に対して広告の内容の変更を求めることができるものとする。

2 前項に規定において、申込者は正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならないものとする。

(広告掲載料の還付)

第15条 納付された広告掲載料は還付しない。ただし、次の事由により広告を掲載できなかったとき、又は変更があったときは、その変更の範囲に応じて広告の掲載料を還付するものと

する。

- (1) 町の都合により広告を掲載できなかつたとき
  - (2) その他広告掲載者又は申込者の責に帰さない理由があるとき
- (広告掲載の取り消し)

第16条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第10条の規定による広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定するいずれかの号に該当したとき
- (2) 町長が指定する期日までに広告の掲載料の納付がないとき
- (3) 前2項に掲げるもののほか、町長が特に広告掲載に支障があると認めたとき

2 町長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、申込者に三川町ホームページ有料広告掲載取消決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 第1項の規定により広告の掲載を取り消した場合、当該広告に係る納付済みの掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載者等による広告掲載の取り下げ)

第17条 広告掲載者又は申込者の自己都合により広告掲載を取り下げた場合は、その旨を書面により町長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告を取り消し又は取り下げた場合は、既に納付された掲載料は還付しないものとする。

(免責事項及び損害の弁済)

第18条 広告掲載者は、次に掲げる事由によって広告の掲載が一定期間静止した場合であっても、その停止した期間に係る広告の掲載料の返還及び損害を請求しないものとする。

- (1) 広告掲載に関連する機器の点検、修理又は補修等に伴う停止
- (2) 火災、地震、水害及び落雷等の自然災害又は第三者による通信回線等の事故及び障害

2 前項のほか、町の過失により広告の掲載に関して発生した広告掲載者又は申込者への損害に対する弁済額は、納入した広告の掲載料を上限とする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。